ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

税制を通じてふるさとへ貢献できる仕組みであるふるさと納税制度については、寄せられた寄附金が子育てや教育、観光、地域産業の振興等に充当されるなど、地方創生を推進する手段として積極的に活用されているところである。

その一方で、過熱する自治体間の返礼品競争や一部自治体における高額な返礼品の送付など、制度運用に際しての課題も指摘されており、現在の状況が続けば、制度の存続自体が危惧されるところである。

こうした中、先般、総務大臣から通知がなされたところであるが、 本制度の運用については、本来、地方団体自らが主体的な判断によ り、節度を持って対応していくべきと考える。

ふるさと納税制度は、地方創生を進めるうえにおいても有益な制度であることから、この制度を健全に発展させ、継続的に維持できるよう、我々都市自治体は、制度本来の趣旨を踏まえ、適切に対応していく所存である。

平成 29 年 4 月 12 日

全国市長会 会長代理 松 浦 正 人